

「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の改定草案の公表

今般、両会の正式な手続きを経て「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」を改定する草案（以下、「改定草案」）を公表することが承認されましたので、本日ここに公表いたします。

1. 改定の骨子

- ・「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」において「厚生年金基金実務基準」を参照しないものとする。

2. 改定の考え方

- ・「厚生年金基金実務基準」は、2019年9月6日付の日本年金数理人会理事長名による「「厚生年金基金実務基準」の取扱いについて」により、平成26年11月以降の改定を行わないこととされており、これを参照し続ける合理性はないと考えられる。
- ・「厚生年金基金実務基準」に記載があり「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」に記載がない事項として、標準報酬月額と標準賞与額の取扱いがあるが、特に混乱は生じないものと考えられる。

なお、「退職給付会計に関する数理実務基準」に関しては、今回は改定しませんが、改定草案は利用者の便宜のために、「退職給付会計に関する数理実務基準」と「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」とを合わせた形になっています。

改定草案に対するコメントがございましたら、2020年3月17日（火）17:00（必着）までに到着するように、別紙の様式に日本語にてご記入のうえ、下記のいずれかへ文書（原則として電子メール）でお寄せください。

- ※ 趣旨が不明確なもの、口頭・電話によるもの、匿名によるものは、コメントとして受け付けませんのでご了承ください。
- ※ いただいたコメントは、氏名を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答などをいたしませんのでご了承ください。

（参考のため新旧対照表も添付）

- 公益社団法人日本年金数理人会  
電子メール：[mitann#208@jscp.or.jp](mailto:mitann#208@jscp.or.jp)  
ファクシミリ：03-5442-0700  
郵便：108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NNビル B1F

● 公益社団法人日本アクチュアリー会

電子メール： [iken-taishoku@actuaries.jp](mailto:iken-taishoku@actuaries.jp)

ファクシミリ： 03-5548-3233

郵便： 104-6002 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスター X 2F

以上